

犯人逮捕等に協力援助した者に対する見舞金支給要綱の制定について（概要）

昭和57年3月29日

栃務第524号栃木県警察本部長通達

本通達は、警察官以外の者が職務によらないで警察官の職務に協力援助し、現行犯人の逮捕若しくは人命の救助等に際して受けた、物的損害に対する見舞金の支給について必要な事項を定めたものである。

本通達は、

- 趣旨
- 適用範囲
- 見舞金額
- 上申手続
- 決定及び交付
- 事務処理
- 実施の期日

などの項目からなっている。